

2011 年 4 月 14 日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社



野村アセットマネジメント、
タイおよびマレーシアの株価指数を連動対象とする
2 本の ETF(上場投信)を新規設定

～5 月 12 日に東京証券取引所へ上場予定～

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長兼 CEO:吉川淳)は、東南アジアの新興国市場であるタイ株式市場およびマレーシア株式市場の代表的な株価指数を連動対象とする 2 本の ETF を新たに設定すると発表した。

同社が設定するのは、「NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信」(愛称「タイ株 SET50ETF」、銘柄コード:1559)および「NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信」(愛称「マレーシア株 KLCI ETF」、銘柄コード:1560)で、両 ETF とも、対象指数を構成する銘柄の株式に直接投資を行い、対象指数への連動を目指す運用を行う。直接投資の方法をとることにより、対象指数を構成する銘柄への投資状況が明確に開示され、投資家にとってより透明性の高い商品となる。設定はいずれも 5 月 10 日を予定している。

両 ETF とも本日、東京証券取引所より上場承認を受けた。上場予定日はともに 5 月 12 日で、同日より、全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。上場当初の最低投資金額は、タイ株 SET50ETF が 2 千円程度(1 口単位)、マレーシア株 KLCI ETF が 4 千円程度(1 口単位)となる見込みである。

両 ETF の設定・上場により、同社が運用する ETF「NEXT FUNDS」は、合計 37 本となる。

※「NEXT FUNDS」は、同社が運用する ETF シリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村の ETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

※両 ETF の詳細に関しては、有価証券届出書、または目論見書を参照のこと。

以上

この資料は、「NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信」(タイ株 SET50ETF) および「NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信」(マレーシア株 KLCI ETF) (以下、併せて「本 ETF」と総称します。)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家皆さまのご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本 ETF について、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本 ETF への投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

■SET50 指数について

NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信は、タイ証券取引所(以下「SET」といいます。)により、何ら支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。SET は、SET50 指数(以下「指数」といいます。)の使用および/またはいかなる日時の指数の数値から得られる結果に関して、明示的、黙示的かを問わず、いかなる保証または表明も行ないません。指数は、SET によって編集され、計算されます。しかし、SET は、過失であろうとなかろうと、指数のいかなる誤りについて何人に対しても責任を負わず、また、当該誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。

SET はタイ証券取引所の商標です。

■FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 指数について

NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信は、FTSE International Limited(以下「FTSE」といいます)、Bursa Malaysia Berhad(マレーシア証券取引所。以下「Bursa Malaysia」といいます。)、London Stock Exchange Plc(以下「Exchange」といいます。)または The Financial Times Limited(以下「FT」といいます。)により、何ら支援、推奨、販売または販売促進されるものではなく、FTSE、Bursa Malaysia、Exchange または FT のいずれも、FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 指数(以下「指数」といいます。)の使用および/またはいかなる日時の指数の数値から得られる結果に関して、明示的、黙示的かを問わず、いかなる保証または表明も行ないません。指数は、FTSE によって編集され、計算されます。しかし、FTSE、Bursa Malaysia、Exchange または FT のいずれも、過失であろうとなかろうと、指数のいかなる誤りについて何人に対しても責任を負わず、また、当該誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。

「FTSE®」、「FT-SE®」および「Footsie®」は、Exchange および FT の商標であり、かつ、使用許諾の下に FTSE によって使用されています。「BURSA MALAYSIA」は Bursa Malaysia の商標です。

■本 ETF に係るリスクについて

本 ETF の基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

■本 ETF に係る手数料等について

<売買手数料>

市場を通して投資される場合、取扱い第一種金融商品取引業者（証券会社）が独自に定める売買手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。（取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。）

<信託報酬>

本 ETF それぞれにつき、以下の(1)と(2)の合計額が、お客様の保有期間に応じてかかります。

- (1) 純資産総額に、年 0.5775%（税抜年 0.55%）以内（当初設定日平成 23 年 5 月 10 日）現在、年 0.5775%（税抜年 0.55%）の率を乗じて得た額
- (2) 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%（税抜 40%）以内の額。

<商標使用料等>

タイ株 SET50ETF: 純資産総額に対し、年率 0.04%以下。

マレーシア株 KLCI ETF: 純資産総額に対し、年率 0.04%。

<ファンドの上場に係る費用>

本 ETF それぞれにつき、以下の合計額が上場に関してかかります。

- ・ 上場手数料: 新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜 0.0075%）。
 - ・ 上場の年賦課金: 毎年末の純資産総額に対して、最大 0.007875%（税抜 0.0075%）。
- 上記の他、新規上場に際して、52.5 万円（税抜 50 万円）の費用があります。

<申込手数料>

本 ETF の追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

<換金（解約）手数料>

本 ETF の解約の実行を請求される場合には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

<信託財産留保額>

本 ETF それぞれにつき、解約の実行をする際に、10 口につき基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額がかかり、信託財産に留保されます。

<その他の費用>

- ・ 組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ 監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆さまが本 ETF を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。